

令和 8 年度

第 1 回 赤穂市都市計画審議会議事録

日 時 令和8年7月17日（金）

令和8年度第1回 赤穂市都市計画審議会議事録

1. 日 時 令和8年7月17日(金)
午前10時00分～午前10時55分

2. 場 所 赤穂市役所6階 大会議室

3. 出席者

〔委員〕

(学識経験者)	児嶋 佳文	目木 敏彦	浜野 好正
	石田 咲子	小舟 正文	

(市議会議員)	安田 哲	中谷 行夫	前川 弘文
---------	------	-------	-------

(公募市民)	奥道 一二美	坂田 文香	
--------	--------	-------	--

(関係行政機関)	兵庫県西播磨県民局 光都土木事務所	所長補佐	木下 長茂
	赤穂警察署	交通課長	西川 達彦

〔事務局〕

建設部長	坂本 良広
都市計画課長	長棟 由樹
産業基盤整備推進 担当課長	香山 徳晃
建築係長	金礪 玲奈
技師	石橋 遼真
事務員	木村 優花
下水道課長	山家 啓一郎
工務係長	上荷 幸徳

4. 審議会成立宣言

5. 審議事項

第1号議案	会長の互選について
第2号議案	会長職務代理者の指名について

6. 報告事項

報告第1号	都市計画の概要について(別冊)
-------	-----------------

7. その他

8. 閉会

事務局	ただ今より、令和８年度第１回赤穂市都市計画審議会を開催いたします。私は、事務局を務めます都市計画課長の一と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 まず、事前にお配りしております資料の確認をさせていただきます。 ①Ａ４ １枚ものの会議次第、②Ａ４ １枚ものの委員名簿、③Ａ４ ホッチキス止め 第１回都市計画審議会議案書、④Ａ４ ホッチキス止め 都市計画の概要（要約版）、⑤Ａ４ ホッチキス止め 赤穂市都市計画審議会条例・議事運営規則・公開要領、以上の５点でございます。過不足等ございませんか。 ないようですので、進行させていただきます。 本日の案件は、審議事項として、「会長の互選」、「会長職務代理者の指名」の２つでございます。 また、報告事項としまして、「都市計画の概要」を予定しております。 本日の審議会は、委員改選のため、会長が決まるまでの間、事務局の方で進行させていただきます。 まず、本審議会は、「赤穂市都市計画審議会議事運営規則」第７条により、原則公開となっております。 本日の議事内容は、特に非公開情報を取り扱いませんので、会議の冒頭から傍聴を認めることにしたいと思います。 なお、傍聴人には、傍聴の取り扱いで定められた事項を厳守いただき、議事開始までの間に限り、写真撮影の申出があれば認めることにしたいと考えておりますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。 それでは傍聴の方にお入りいただきますので、しばらくお待ちください。 【傍聴者入場】 傍聴の方をお願いいたします。 配布しております厳守事項をご一読いただき静粛をお願いいたします。 また、会議開催中の写真撮影、録画、録音等につきましては禁止させていただきますが、写真撮影を希望される場合は、ただいまから議事開始までの間とさせていただきます。 必要な方はこの時間内をお願いいたします。 本日は、委員改選後、最初の審議会となりますので、開会にあたり、牟禮市長より御挨拶を申し上げます。 市長、よろしくお願いします。
市長	【市長あいさつ】
事務局	ありがとうございます。 次第３．委員の紹介に移ります。 それでは、このたび選出されました委員の皆様をご紹介させていただきます。配布しております、名簿順で読み上げますのでご了承願います。

	【委員紹介】 以上の13名の皆様に2年間お世話になります。どうぞよろしくお願いいたします。 次に、事務局の職員を紹介します。 【事務局紹介】 なお、市長は他の公務のため、ここで退席いたします。 【市長退席】 続きまして、次第4. 審議会の成立について、ご報告いたします。 一委員より事前に欠席の通告を受けておりますので、委員13名のうち、本日の出席者は12名です。よって、委員の2分の1以上の出席をいただいておりますので、赤穂市都市計画審議会条例第7条第2項の規定により、本審議会は成立いたしました。 続きまして、次第5. 審議事項について、ご説明申し上げます。 議案書の1ページをお願いいたします。 第1号議案 会長の互選についてです。会長については、赤穂市都市計画審議会条例第6条第1項及び、赤穂市都市計画審議会議事運営規則第4条により、会長は学識経験者のうちから委員の互選により選ぶこととなっておりますが、どのようにいたしましょうか。
委員	都市計画に関する経験や知識をお持ちの一委員が適任かと思っておりますので、一委員をお願いをしてはいかがでしょうか。
事務局	一委員よりご発言がございましたように、一委員に会長をお願いする事で、いかがでしょうか。
	【異議なしの声】 異議が無いようですので、会長は一委員と決まりました。 それでは、赤穂市都市計画審議会議事運営規則第5条によりまして、議事の進行を一会長、よろしくお願いいたします。
会長	【会長あいさつ】 それでは議案書2ページをお願いします。 第2号議案、会長職務代理者の指名についてであります。 会長職務代理は、赤穂市都市計画審議会条例第6条第3項により会長が指名することになっておりますので、会長職務代理者として一委員を指名させていただきます。皆様方のご賛同をどうぞよろしくお願いいたします。 よろしいでしょうか。

事務局	【異議なしの声】 ありがとうございます。 それでは会長職務代理者は一委員に決定をいたします。 よろしくお願いいたします。 続きまして、議事録署名委員の指名についてですが、赤穂市都市計画審議会議事運営規則第8条第2項により会長が指名するとなっておりますので、本日の議事録署名委員として、一委員と一委員をお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。 それでは、次第の6. 報告事項に入ります。 報告第1号 都市計画の概要について、事務局より説明をお願いいたします。 それでは、報告第1号、都市計画の概要についてご報告いたします。 別冊、「都市計画の概要（要約版）」をお願いします。 座って説明させていただきます。 この都市計画の概要は、赤穂市の都市計画の状況につきまして、その概要をまとめたもので、毎年更新を行っております。それでは順に説明させていただきます。 1ページをお願いします。 ローマ数字のⅠ、都市計画とはですが、都市計画とは都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用と都市施設の整備及び、市街地開発事業に関する計画であります。 次にローマ数字Ⅱ、都市計画の仕組みの、1. 都市計画区域の指定についてです。 赤穂市は行政区域の全域12,685haが都市計画区域に指定されており、相生市の全域と上郡町の一部区域を含めた2市1町で西播都市計画区域として広域的都市計画決定されております。 次に2. 都市計画の内容、（1）の市街化区域及び市街化調整区域についてであります。赤穂市の南部地域と北部の有年駅周辺の合わせて1,418haを計画的に市街化を図る区域として市街化区域に、それ以外の11,267haを市街化を抑制すべき区域として、市街化調整区域に区分しています。 次に（2）地域地区についてであります。 地域地区とは、都市計画において定められるべき、都市計画法第8条各号に掲げる地域地区のことであり、本市においては用途地域・風致地区・臨港地区があります。 2ページをお願いします。 まず、①の用途地域は市街化区域内1,418haにおいて、第1種低層住居専用地域から工業専用地域までの11種類を指定しています。 次に②の風致地区は、都市における自然美の維持及び環境保全するた
-----	---

	め、赤穂城跡風致地区から坂越の船岡園風致地区までの6地区を指定しています。 次に③の臨港地区は、港湾を管理運営するための地区として赤穂臨港地区3.3haを指定しております。 次に3ページをお願いします。 (3) 都市施設です。 都市施設とは、都市計画において定められるべき都市計画法第11条各号に掲げる施設のことです。本市では、①道路等の交通施設、②公園等の公共空地、③下水道等の供給処理施設、④火葬場等の施設があります。 まず、①の道路の整備状況につきましては、路線数の合計30路線、総延長49.06kmを計画決定しており、このうち改良済み延長は、35.06kmとなっております。 次に②の公園・緑地・墓園・広場についてであります。 まず、(イ)公園・緑地・墓園の整備状況につきましては、街区公園からその他公園まで401.61haを計画決定しており、このうち開設面積は、193.67haとなっております。 また、欄外に記載の、一人当りの開設公園面積は、44.9㎡となっております。 続いて、4ページをお願いします。 (ロ)の広場の整備状況につきましては、播州赤穂駅南側から有年駅北側まで1.71haの計画面積のうち1.18haが供用済みとなっております。 次に③のごみ焼却場・ごみ処理場・下水道であります。 (ハ)のごみ焼却場、ごみ処理場につきましては、赤穂市美化センターとして2.5haを計画決定し供用しております。 (ニ)の下水道につきましては、7ページから9ページに概要をまとめておりますので、後ほどご説明いたします。 次に④の火葬場につきましては、赤穂市斎場として1.45haを計画決定し供用しております。 次に5ページをお願いします。(4)市街地開発事業であります。 市街地開発事業のうち市街地の面的な整備開発を行う土地区画整理事業については、昭和27年に都市計画決定された、加里屋の第一地区をはじめ、13地区470.2haを都市計画決定しております。このうち、11地区は既に換地処分され事業は完了しております。現在は有年地区、野中・砂子地区の2地区が施行中であります。 6ページをお願いします。(5)の地区計画等であります。 地区の特性にふさわしい良好な環境の市街地を形成するために、土地利用を計画的に誘導していく地区レベルでの計画であります。土地区画整理事業等を施行中の有年駅周辺及び野中・浜市地区、そして尾崎地区の一部において地区計画を決定しております。 次に(6)防災街区整備方針につきましては、密集市街地における良好な住宅市街地に向けて整備を推進するため、尾崎地区及び塩屋地区において「防災再開発促進地区」を指定しております。
--	--

	7 ページをお願いします。 赤穂市公共下水道の計画概要になります。 1. 基本計画、赤穂処理区から、次ページの 6. 小島処理区までの各処理区ごとに、基本計画を定め整備を進めております。 8 ページをお願いします。 8. 総事業費につきましては、総事業費 740 億円に対し、令和 7 年度末投資額は、御崎地区の雨水渠整備工事等により、昨年度から 3 億円増の 673 億円となっております。 9 ページをお願いします。 9. 下水道普及状況であります。 表のとおり、地区別に令和 8 年 3 月末時点の下水道普及状況（公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽を含む）をまとめております。 まず、整備面積は、全地区合計で 1,605.1ha となっており、生活排水処理区域内人口に対する水洗化人口の割合であります水洗化率は、全体で 98.6%となっております。 また、行政人口に対する下水道普及率は、99.5%となっております。 報告第 1 号の説明は以上でございます。
会長	ありがとうございました。 事務局から、都市計画の概要についての説明を受けました。委員の皆様、何かご質問・ご意見等はございませんでしょうか。
委員	市街化編入の進捗状況をお尋ねしたいんですけど、関西福祉大学北側から国道 250 号までのところで、商業系の特定区域として市街化区域への編入ということが進められていると思いますけども、現在の状況を教えてください。
事務局	新田地区の関西福祉大学北側から国道 250 号までの約 9ha の市街化調整区域につきましては、この後ご報告させていただこうと思っておりましたが、去年 8 月に当該地区におきまして（仮称）新田地区土地区画整理準備会より、組合施行による土地区画整理事業を実施しまして、商業系施設と福祉系施設の建設をするとの計画が持ち上がったのですが、11 月に商業系施設の撤退によりまして、現在は白紙に戻っている状況でございます。
会長	この後説明があるということでしたけれども、この後の説明の時でもよろしいでしょうか。
委員	はい。
会長	皆さん他になにかございませんでしょうか。

委員	市長のご挨拶の中で、国内企業の国内回帰、そして企業用地が不足していくのではないかなという話があったと思いますけども、赤穂市の現状はどうなんでしょうか。今後、そういう企業用地を計画していくというような方向性が出ているのかお尋ねします。
会長	事務局、よろしくお願いします。
事務局	赤穂市の現状としましては、工業専用地域及び準工業専用地域につきまして、ほぼいっぱい空き地がない状況でありまして、今後 2030 年の総合計画や都市計画のマスタープラン等においても、例えばインターの近くの柿山地区や、先ほどおっしゃいました新田地区を今後土地利用を検討していくというエリアに位置づけまして、検討を進めていく予定としておりますので、そういった方針でございます。
会長	ありがとうございます。 他に委員の皆様、ご質問・ご意見等はございませんでしょうか。
委員	1 点質問させていただきます。 令和 8 年 4 月から加西市が区域区分の廃止ということで進めております。兵庫県が進めているような話になりますが、赤穂市・西播含めて西播都市計画区域においてもそういった動きが今後出てくるのか、検討しているのか、お伺いいたします。
事務局	加西市さんの方では、区域区分の廃止を行ったということを聞いておりますけども、赤穂市におきましては、人口の多くが、市街化区域に居住しているために、市街化区域・市街化調整区域を設定しております。 いわゆる区域区分というもの、そういう線引きを廃止した場合には中心の市街地から産業が周辺に流出しまして、中心市街地の衰退、それから、調整区域等にある優良農地への影響が考えられるため、現時点ではそういった区域区分の廃止ということは考えておりません。 兵庫県の区域マスタープラン等にも西播については市街化区域・調整区域の区域区分について維持するということも書かれておりますので、現時点では廃止等は考えずに、市街化調整区域等におきましては厳しい建築制限とかあるんですけども、これまでもある程度制度としてあります特別指定区域制度のような建築制限を緩和する制度を活用しまして、調整区域の土地利用を進めたいと考えております。
委員	3 ページの公園緑地・公園広場の関係で整備状況ですけども、開園率が 48.2%になっており、大きく下げているのが千種川河川敷緑地の整備だと思っておりますけども、今後公共施設の見直しがある中で、どういうふうに計画し、進めていかれるのかお伺いいたします。
事務局	千種川河川敷緑地の開園率が低いというふうなお話かと思うのですが、

	緑地は公園と目的が少し異なっておりまして、公園は市民が遊んだり憩ったりする、利用目的が主なんですが、緑地は都市の自然環境を守るとか、景観を美しくする、火災の延焼を防ぐといった、都市機能の維持保全の目的が強いものでありまして、河川敷につきましては、水面を除く一部につきまして、交通公園・グラウンド等の整備をされておりますが、そのまま緑地として保全していくという区域もありますので、こういった開園率になっているような現状でございます。
委員	ありがとうございます。 今のところ何か進めることはないということでしょうか。
事務局	今のところ河川敷につきましては、特に整備予定はないと聞いております。
会長	千種川河川敷緑地は計画面積自体を見直されることはないのでしょうか。 いつまでもこの 12.8%とか 40.3%という数字を、この後 5 年 10 年続けられるのか、根本的に見直されるのか。
事務局	この計画面積は計画決定をうっているものでありますので、変更する予定は今のところはございません。
会長	いつまでもこの数字が動かないのであれば、何のための数字かなと思いますので、1 度ご検討はされた方がよいと思います。 委員の皆様、何かございますか。
委員	あとは 9 ページの下水道の普及率についてお聞きしたいのですが、特にこの中で特段顕著に低いのが有年なんですね、この有年の下水道普及率及び水洗化率が顕著に低い主要因を教えてください。 例えば将来、赤穂市での人口増加で移住等を進めていくには、人口密度が低く、スペースの余裕のあるところといえば、こういったところであると思うのですが、下水道普及率等は 1 番住環境にとって重要な要素であると思いますので、その要因が何なのかお聞かせいただければありがたいです。
事務局	下水道普及の状況の把握での、水洗化率が低いということでの指摘でございますが、現在有年地区におきましては、有年駅周辺で土地区画整理事業が施工中でございますので、道路と下水も含めてインフラ整備をしている状況でございます。 ただ今、整備中の中で下水道が、整備されてないところにつきましては合併浄化槽等で対応しているところがございますので、順次その下水を整備していきまして、下水に個人の排水をつなぐということで、普及率・水洗化率が上がっていくというような状況ですので、現在施工中であることでこういう低い数字が出ております。

会長	ありがとうございます。 せっかくの機会でございますので、どうぞ忌憚なくご意見を出していただけたらと思います。 他にないようでしたら、次第の 7、その他に入りたいと思います。 事務局から何かありましたら、よろしくお願いいたします。
事務局	事務局より 2 点ご報告がございます。 まず 1 点目ですが、西播磨都市計画区域マスタープラン等の変更についてであります。 令和 6 年度第 2 回及び第 3 回の本審議会におきまして、西播磨都市計画区域マスタープラン等の素案の閲覧、及びその結果につきまして、ご報告させていただきましたが、その後、兵庫県の都市計画審議会の決定を経て、令和 8 年 4 月 1 日付の兵庫県告示をもちまして、西播磨都市計画区域マスタープラン等が変更されておりますので、ご報告させていただきます。 都市計画区域マスタープランとは、都市計画法第 6 条の 2 に定められている都市計画区域の整備、開発及び保全の方針でありまして、兵庫県が都市計画区域ごとに市町村を超えた、広域的な見地から、当該都市計画区域における今後の主要な都市計画の決定方針、主要な施設の整備方針などを定めるものでございます。今回の見直しでは西播都市計画区域におきまして、都市計画区域マスタープランの見直しと、それに関連して防災街区の整備方針の見直しなどを行っておりますが、赤穂市に関しましては今回の変更におきましては、特に大きな変更はございません。詳細につきましては、兵庫県のホームページでご確認いただければと思います。 続きまして、2 点目ですが先ほど一委員へのお答えと重なる部分がありますが、ご了承いただきたいと思います。 新田地区の土地利用について、ご報告させていただきます。 新田地区の関西福祉大学北側から国道 250 号線までの約 9 ヘクタールの市街化調整区域につきましては、令和 7 年第 3 回のこの審議会におきまして、ご協議いただき、令和 7 年 3 月に赤穂市土地利用計画におきまして、商業系の特定区域として設定を行ったところでございます。 その後、令和 7 年 8 月に、当該地区におきまして、（仮称）新田地区土地地区画整理準備会より、組合施行による土地地区画整理事業を実施し、商業系施設と福祉系施設を建設するとの計画が持ち上がりました。その後 11 月に進出予定でありました商業系施設の撤退によりまして、現在計画は白紙に戻っている状態でございます。 当該地区につきましては、2030 赤穂市総合計画及び 2030 赤穂市都市計画マスタープランにおきまして、土地利用検討エリアに位置付けており、地元や地権者の方なども、有効な土地利用を望んでいる方も多いことから、市としましても、本年 4 月から都市計画課に、産業基盤整備推進担当課長を配置しまして、民間活力による産業基盤の整備を検討するなど、計画的な土地利用の推進を図っていくこととしております。当該地区につきましては、第 1 種農地ということもありまして、開発には市街化区域編

	入が必須条件となって参ります。 今後市街化編入や、地区計画の設定の際には、当審議会においてご審議いただくこととなりますので、今後状況等に変化があれば、随時ご報告をさせていただきますと思っております。 事務局からは以上です。
会長	事務局からのご説明につきまして、何かご質問・ご意見等、お聞きになりたいことがありますか。
委員	商業系の店舗が撤退ということですが、それ以外の面積だけで市街化編入というのはできないのでしょうか。
事務局	この市街化編入を行うにあたっては、県の決定となりますので、県への申し出をしないといけないんですが、県の申し出に際しましては、具体的にこのエリアの、実現可能な計画や収支が必要ということになってきますので、エリアの一部にこの施設が来ることだけで市街化編入というのは難しい状況ではございます。
委員	それはどうしてもダメというルールになってるということでしょうか。何か交渉すればいけるというようなことはないのでしょうか。
事務局	何度も県とも協議をしておりますが、県決定となりますので、やはりエリア全体の事業計画が必要ということは県から伺っております。
委員	民間活力というお話でしょうけども、赤穂市として概ねのプランが決まっていれば、お聞かせ願いたいです。
事務局	現在のところ、赤穂市としましては、他に、野中・砂子とか有年とか中広地区におきまして、区画整理事業を実施しておりまして、予算的にも厳しい状況である中、現時点でこの地区につきましては、民間活力による開発という方針で進めていこうという考えでございます。
委員	大変厳しい財政状況かと思えますけども、そういうことは民間にすべてお任せしますということでしょうか。
事務局	今のところ、地区の方とよく連携をとりまして地区の方の組織化といいますか、そのあたりを支援していきたいと考えております。また一方では、開発事業者やディベロッパーといった、開発希望・進出希望される企業の情報を集めまして、そこを地区につないでいくというようなことを積極的に行っていきたいという方針でございます。
委員	なかなか本当に厳しいと思いますけども、今日神戸新聞に一さんが県内にたくさんお店を出したいというお話がありましたし、その撤退されたところは、私は噂しか聞いてないんですけども、同じ業者かなと思っております。

	ますけど、ただ一さんがいいのか悪いのかわかりませんが、そういった面も含めて、何か今動きがあるんでしょうか。
事務局	特に今のところ具体的な、そういった進出のお話はありません。 今後必要に応じまして積極的にそういった情報を集めていきたいと考えております。
委員	もう1点だけ確認させていただきます。進むに当たりまして一番大きな課題なのはどういうことなのでしょうか。
事務局	課題としましては、まず地区における組織化が1つの課題となつてこようかと思います。区画整理事業で進めるのであれば、地権者の方7人以上の組合を設立していかなければいけないというところなんです、そこへの支援と、また、その組織化を行った後、その組織において民間の事業化パートナーを選定しまして、事業計画を策定して事業化を図っていくという流れになるのですが、なかなか地元だけでは難しいという状況ではあると思いますので、これらの支援をどのように進めていくかということが、今のところ大きな課題だと考えております。
会長	地元からの申し出の区画整理の開発の話と、昨年この審議会で線引きを変えようというご提案があった話と、これとは別の話だと思うんですけども、地元の区画整理の話が今頓挫しているのと、元々調整区域の線引きをある程度変えようじゃないかという話もストップするんですか。
事務局	昨年ご審議いただきまして、特定区域の商業系ということで、指定させていただいたのですが、これにつきましては市街化区域、市街化調整区域の線引きに関わるものではありませんで、主として、このエリアに商業系の施設を今後誘導していこうという、1つの方針でございます。 ここを、市街化区域に編入しようとする場合は、あと1つ、第1種農地であるという大きな縛りがございまして、調整区域のまま建物が建てられる方法がなくて、市街化編入する以外に建物を建築する方法がないという縛りがございまして、この地区につきましては、市街化調整区域から市街化区域に編入して開発していくという考え方でございまして、その商業系の特定区域というのはまた別のお話になります。
会長	若干専門的なところの議員さんのお話ばかりありましたが、市民公募で出てきてくださっている一さん・一さん、どんなことでも結構ですから何かご意見・ご質問等ございませんか。
委員	長い間委員をさせてもらっているんですけども、なかなか難しい問題で、遅々として進んでいないようなところを感じます。皆様のご意見をお聞きしていて、農業専用の区画整理であるとかが進んでいっているような、いってないような感じはするんですけど、調整区域の方に編入させて、それをより良く活用しようという試みだろうと思うのですが、今まで

	赤穂市民がたくさんいて、それについて考えてきたのだろうと思います が、進まないということは、もう市民だけの考えでは前へ行かないという 時代が来ているんじゃないかと思います。もっと外部の力を導入して、大 きく考えて日本各地で僻地であってもホテル化をしたりだとか、いろんな 方法で活性化しているところがたくさんあります。そういうところをもっ と職員さんに学んでいただいて、持ってこれるものは持ってきて、人材も 入っていただいて、市民ともタイアップして考えていくという方法をとら ないと、ここの中でじっと考えているだけでは前には進まない。お金で あれば外資系、それに適する外部力というような、ここではない第三者的 な外部の考え方であるとか企画力であるとかってそういうものを引っ張っ てきませんか。ちょっとつたない話になりますけども、毎日、生活してい てそういうことをひしひしと感じます。 病院の説明会のときも、特にそういうことを感じました。もう赤穂市民 だけではちょっと無理という感じがすごくしました。
委員	2年前からこちらに参加させていただいておりまして3年前に、赤穂市 の方に横浜から移住して、今坂越の方で設計事務所をやっています。 私の方はランドスケープデザインという、街中の広場の設計とか、都市 の計画を以前から10年ほどやっておりまして、その視点でこちらに呼ん でいただいたのですが。お話を聞いたりして、できるかできないかってい うのもあるんですけども、私の方も、河川活用の事業コンペに参加した りとか、いろいろ全国の街中の遊休地活用に、仕事として参加することが あるんですけど、例えば千種川の河川活用だったりすると、市内だけでの 解決とかは結構難しいと思いますので、今だと全国的にP a r k－P F I の官民連携する制度とかもありますので、そういったものを利用して、事 業コンペ式に事業者を募って、河川の活用率上げるとか、あと新田の方の 農地も、企業誘致っていうのも赤穂市さんと民間の企業の一対一の話だと なかなか進みにくいことも、スピード感的にもあると思いますので、外部 に事業コンペという形で来て欲しいところに当たりをつけて指名コンペだ とか、何社かサウンディング調査をしたりして、そういった開かれつつ も、いろいろ内部で来て欲しいところに話をかけていくというようなコン ペ式のパイプを、誘致するような方法を取り入れたりとか、そういったこ とも、私が民間の中で、いろんな事業に関わる中では方法としてあるかな と思いますので、先ほど、外部の方と連携をという話もありましたけど、 外に目を向けていくということも、今後できるといいのかなと思いまし た。
会長	貴重なご意見ありがとうございます。 せっかく皆さん審議会こうやって出てこられていますので、忌憚のない 意見を述べていただきまして、いろんな視点から問題点であるとか、ま た、解決策を考えていきたいと思いますので、引き続きよろしくお願い いたします。 他にないようでしたらこれで本日の都市計画審議会の議事事項はすべて 終了となります。

事務局	事務局さん今後の日程予定等は何かございますか。 今後の日程につきましては特に決まっておりません。 この後ご審議いただくような事項が発生しましたら、また集まっていたきましてご審議をしていただく格好になりますので、その時改めてご案内をさせていただきたいと考えております。
会長	私の方からひとつお尋ねします。 この審議会で、何か諮りまして、審議会の答申として出します。 それを県に上申をして、実際に具体化になるというタイムスケジュールとか、かかる日数的なものっていうのはどれぐらいだというふうに我々は考えたらよろしいですか。 1回の審議会で物事決まらないと思うので、例えば何か、これと言われたら、2回、3回、審議会を開かしていただいて審議会の答申を出させていただいて、それを県へ持って上がってという形で、県の線引き等も多分何年に一回とかという話だと思うんですけども、ここで我々が審議することはどういうふうに反映されていくのか、それをちょっとお聞きしたい。
事務局	市の素案等を作りまして、その後県の方に提出します。 それで県の方でも審議会等もありますので、そういった中でも審議させていただきまして、特に編入の区域区分の変更とかになりますと、また国の方とも協議が必要になってきますので、そういったものにも半年ぐらいかかるということなので、一般的に区域区分の変更になると、2～3年はかかってくるんじゃないかと考えております。
会長	当然、慎重に時間のかかるものだと思いますけども、こういう時代でありますので、できるだけ審議する項目ありましたら早めに委員の方にご連絡をいただいて資料をいただいて、審議会が有効に動くように皆さんの方からサポートをお願いしたいと思います。 それでは、本日の審議会につきましては、これで閉会といたしたいと思います。 皆さん長時間にわたり、また、貴重なご意見をたくさんいただきまして、ありがとうございます。 今後ともどうぞよろしくお願いいたします。 ありがとうございます。